

# 指宿南九州消防組合条件付一般競争入札に係る公告

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、指宿南九州消防組合が準用する指宿市条件付一般競争入札実施要綱（平成20年指宿市告示第91号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年7月12日

指宿南九州消防組合 管理者 豊留 悅男

## 記

本工事では、入札参加者は入札に際し、入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を提出することが条件となっている。工事費内訳書を提出しない入札者、工事費内訳書が未提出であると認められる入札参加者の入札は無効の対象となるので、注意すること。

工事発注表				
1 入札に付する事項	番号	第4号	工事種別	建築一式工事
	工事名	山川・開聞分遣所増築等工事（建築）		
	工事期間	契約締結日から平成31年3月10日まで		
	工事場所	指宿市山川大山地内	所管部署	指宿南九州消防組合 消防本部 総務課
2 工事概要	山川・開聞分遣所の仮眠室、救急消毒室、警防倉庫等の増築及び既存仮眠室等の改修工事			
3 入札参加条件	入札参加資格を有し、各号のいずれかに該当する者 (1) 平成29・30年度指宿市建設工事請負業者格付名簿の「建築一式工事A・B級」に登載されている者 (2) 南九州市建設工事指名推薦格付名簿の「建築一式工事A級」に登載されている者			
4 入札参加資格 (すべての条件を満たすこと。)	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者で、指宿市又は南九州市の競争入札参加資格の登録を受けている者 (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でない者 (4) 指宿南九州消防組合が公告の際に提示した条件等に適合する者 (5) 当該工事に建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができる者 ※注意事項(1) (6) 公告から入札時までの期間において、指宿市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年指宿市告示第99号）、又は南九州市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成19年南九州市告示第27号）の規定に基づく指名停止を受けていない者 (7) 指宿市又は南九州市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者 (8) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がない者 (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者 (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者 (11) 前各号に掲げるもののほか、建設業法等の法令、規則等に違反していない者			
5 入札方法	入札会による紙入札			
6 入札参加申込み	申込方法	入札参加申込書（第1号様式）及び専任配置予定技術者届出書を、指宿南九州消防組合消防本部総務課まで申し込むものとする。ただし、郵送等による申込みの場合は、一般書留、簡易書留又はこれらに類するいずれかの方法による。 ※いずれの様式も指宿市のホームページへ掲載 ※入札参加申込みについては、平日の午前9時から午後4時までの受付とする。		
	申込期間	平成30年7月12日 正午～平成30年7月25日 正午		

7 入札参加資格確認通知日時		入札参加資格等の要件を満たさなかった者のみに入札参加資格対象外通知書により通知する。			
8 契約条項及び設計図書等の閲覧	契約条項	指宿南九州消防組合 消防本部 総務課			
	設計図書等	本公告の日の正午から平成30年7月25日の午後5時まで、指宿市のホームページへ掲載する。			
	電子データの貸出	(無)		有	
9 設計図書等への質問	提出方法・期限	FAXで受付 平成30年7月26日 正午まで ただし、提出は設計図書等に対する質問書（第4号様式）によるものとする。 ※様式は指宿市のホームページへ掲載。FAX送信後は電話にて発信の旨伝えること。			
	提出先	指宿南九州消防組合 消防本部 総務課 FAX 0993-22-5112 TEL 0993-26-3101			
10 設計図書等の質問への回答方法等		質問受理後、随時入札参加者にFAXで回答			
11 現場説明の日時及び場所		(無)	日時		有
12 入札書の投函及び工事費内訳書の提出	入札書を入札箱に投函する前に、工事費内訳書を提出すること。 なお、入札書と工事費内訳書は別々の封筒に入れること。 ※工事費内訳書等の様式は指宿市のホームページへ掲載				
13 代理人による入札		代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。			
14 入札日時	日時	平成30年7月31日 午後2時00分から			
	場所	指宿南九州消防組合 消防本部 別館2階会議室			
15 再度入札及び再々度入札		本件が落札されない場合は、次のとおり再度入札又は再々度入札を実施する。ただし、入札執行者が不落札を決定した場合はこの限りでない。  1 再度入札 第1回目の開札に引き続き行う。 (※入札書は封筒に入れ提出すること。)  2 再々度入札 第2回目の開札に引き続き行う。 (※入札書は封筒に入れ提出すること。)			
16 入札保証金		免除			
17 最低制限価格		有 (最低制限価格は、指宿市建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要領(平成30年4月1日改正)により設定する。)			
18 低入札価格調査に係る格		無			
19 入札書記載金額		落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			

20 無効入札	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札に参加する資格がない者がした入札</li> <li>(2) 記名押印がない入札書による入札</li> <li>(3) 入札参加申込書を提出していない者がした入札</li> <li>(4) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認し難い入札書による入札</li> <li>(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札</li> <li>(6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札</li> <li>(7) 同一事項について2通以上の入札をした者の入札</li> <li>(8) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をしてした入札</li> <li>(9) 談合その他の不正な行為があったと認められる入札</li> <li>(10) 工事費内訳書が未提出または未提出であると認められる場合の入札</li> <li>(11) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札</li> </ul> <p style="text-align: right;">※注意事項(2)</p>
21 落札者の決定	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
22 契約保証金	<p>契約金額の100分の10以上（ただし、契約金額が500万円以下の場合は免除）</p> <p>契約保証の手段は次の各号のいずれかの方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約保証金（金銭）</li> <li>(2) 利付国債</li> <li>(3) 銀行等の保証</li> <li>(4) 前払保証事業会社の保証</li> <li>(5) 公共工事履行保証証券による保証</li> <li>(6) 履行保証保険契約の締結</li> </ul>
23 前払	有（ただし、指宿南九州消防組合財務規則（平成25年指宿南九州消防組合規則第21号）第41条及び第42条の規定に基づくものとする。）
24 落札後の契約書等の提出	<p>落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。ただし、当該届出書の提出を要しないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>なお、期間が経過した場合は、落札者が、契約の締結をしない旨を申し出たものとみなす。</p> <p>また、落札者は工事費内訳明細書を提出すること。</p>
25 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 主任技術者及び監理技術者は、入札参加申込日以前3か月以内に雇用された者ではないこと。</li> <li>(2) 工事費内訳書が次に該当する入札参加者は、無効の取扱いとなるので注意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事費内訳書が提出されていない場合</li> <li>② 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合（白紙の場合も含む）</li> <li>③ 工事費内訳書と無関係な書類である場合</li> <li>④ 他の工事の工事費内訳書である場合</li> <li>⑤ 内訳書に押印が欠けている場合</li> <li>⑥ 公告に指示された事項を満たしていない場合</li> </ul> </li> <li>(3) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。（地方自治法施行令第167条の8第3項）</li> <li>(4) 入札結果の公表は、指宿南九州消防組合ホームページへの掲載及び指宿南九州消防組合消防本部総務課での閲覧とする。</li> </ul>